

## 各務原市総合教育会議の傍聴に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項に規定する総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴の手続)

第2条 総合教育会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、別に定める傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

### (傍聴人の制限)

第3条 市長は、会場の広さその他の合理的な理由があるときは、傍聴人の数を制限することができる。

### (入場の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他市長が傍聴を不相当と認める者

### (会場での禁止行為)

第5条 傍聴人は、総合教育会議の会場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子又は外とうを着用すること。ただし、病気その他の理由により市長の許可を得たときはこの限りでない。
- (6) その他総合教育会議の妨害となるような挙動を行うこと。

2 傍聴人は、総合教育会議の会場において、写真、映画等を撮影し、又は

録音等をしてはならない。ただし、特に市長の許可を得た者はこの限りでない。

(退場命令)

第6条 市長は、傍聴人がこの規則に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。